

大阪府国民健康保険運営方針（素案）

平成 29 年 10 月

大 阪 府

目 次

I 基本的事項	1
1 策定の目的	1
2 策定の根拠規定	1
3 策定年月日	1
4 対象期間	1
5 進行管理及び運営方針の検証・見直し	1
II 府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	2
1 基本的な考え方	2
(1) 市町村国保が抱える構造的な課題	2
(2) 基本認識	2
(3) 視点	2
2 府内統一基準の設定	3
(1) 保険料関係	3
(2) 保険料関係以外	3
3 統一時期	3
III 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	4
1 医療費の動向と将来の見通し	4
(1) 府の人口	4
(2) 府内市町村国保の概要	4
(3) 医療費の動向	6
(4) 将来の国民健康保険財政の見通し	9
2 財政収支の改善に係る基本的な考え方	10
(1) 府内市町村国保の現状	10
(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	12
(3) 計画的に解消又は削減すべき「赤字」の範囲	12
(4) 赤字解消・削減の取組、目標年次等	12
(5) 累積赤字の取扱い	13
(6) 市町村が保有する財政調整基金の取扱い	13
(7) 府国民健康保険特別会計の在り方	14
3 府財政安定化基金の運用	14
(1) 「特別な事情」による収納不足時の交付	14
(2) 「特例基金」の活用	14
IV 市町村における保険料の標準的な算定方法	15
1 府内市町村の現状	15
(1) 保険料の算定方式	15
(2) 応能割と応益割の割合	15
(3) 賦課限度額の設定状況	16
2 標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	16
3 保険給付費等交付金（普通交付金）の対象とする保険給付の拡大	16
4 事業費納付金の算定方法	17
(1) 医療分	17
(2) 後期高齢者支援金分・介護納付金分	18
5 標準的な収納率	18
6 府内統一保険料率	19
7 激変緩和措置	19
(1) 激変緩和措置の期間	19
(2) 府が実施する激変緩和措置の内容	20
(3) 激変緩和措置の対象	20
(4) 府・市町村の共同の激変緩和措置	20
8 その他	21
(1) 保険料・保険税の区分	21

(2) 保険料の仮算定の有無、本算定期、納期数	21
(3) 保険料の減免	21
V 市町村における保険料の徴収の適正な実施	22
1 府内市町村の現状	22
2 収納対策	23
(1) 目標収納率の設定	23
(2) 収納対策の強化に資する取組	23
3 収納率向上に対するインセンティブ方策	24
VI 市町村における保険給付の適正な実施	25
1 府内市町村の現状	25
2 府による保険給付の点検、事後調整	26
3 保険医療機関等による不正請求に係る返還請求	26
4 療養費の支給の適正化	26
(1) 療養費の支給に係る共通基準の設定	26
(2) 市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等	27
5 レセプト点検の充実強化	27
6 第三者求償や過誤調整等の取組強化	27
(1) 第三者求償事務の取組強化	27
(2) 過誤調整の取組強化	27
7 高額療養費の多数回該当の取扱い	27
(1) 世帯の継続性に係る判定基準の標準化	28
(2) 高額療養費の計算方法や申請勧奨事務に係る取組の標準化	28
8 その他	28
(1) 一部負担金の減免及び徴収猶予	28
(2) 出産育児一時金	28
(3) 葬祭費	28
(4) 精神・結核医療給付	28
VII 医療費の適正化の取組	29
1 府内市町村の現状	29
2 医療費の適正化に向けた取組	30
(1) 生活習慣病重症化予防	30
(2) 適正受診・適正服薬	31
(3) 取組の進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開	31
(4) 市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施	31
(5) データヘルス計画に基づくPDCAサイクルによる事業実施	31
(6) 府国保連合会等に委託して行う医療費適正化に向けた取組	31
3 医療費適正化計画との関係	32
4 健康づくり・医療費の適正化に対するインセンティブ方策	32
VIII 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	33
1 市町村が担う事務の共同実施	33
(1) 被保険者証（通常証）及びその他の証（高齢受給者証等）	33
(2) 医療費通知及び後発医薬品差額通知	33
(3) レセプト点検	33
(4) 広報事業の共同実施	33
(5) その他	33
2 保険給付費等交付金の国保連合会への直接支払い	34
IX 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	35
X 施策の実現のために必要な関係市町村相互間の連絡調整	35
1 協議の場の設置	35
2 府・市町村が一体となって進めるべき施策の実施に向けて	35